

B 住まいに関する補助制度や高齢者向けサービスを利用しましょう！

住まいに対する希望	No	補助金／サービスの種類	担当課等	連絡先 TEL	主な利用資格と概要(※詳細は各担当課等にご確認ください)			
					◎年齢	■身体状況	◇収入	▲住まい
在宅での生活を支えて欲しい	(1)	介護保険サービス 総合事業	長寿介護課	介護保険サービス (0532) 51-3130	◎原則65歳以上	■サービスごとに異なる	◇制限なし	▲制限なし
				総合事業 (0532) 51-3134	【概要】	※要介護状態の区分に応じ、在宅介護のための各種介護保険サービスを利用できます。 また、要介護(要支援)認定を受けていなくても、地域包括支援センターで基本チェックリストを受け、生活機能の低下がみられた場合は、介護予防のために総合事業を利用することができます。 ※介護保険サービスの【例】 訪問介護(ホームヘルプ):ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・排せつ等の身体介護や掃除、洗濯、買い物等の生活援助を行います。 通所介護(デイサービス):通所介護施設に通い、日帰りで食事や入浴等の日常生活上の介護や機能訓練等を受けます。		
安全で快適な生活を送りたい	(2)	緊急通報装置(貸与)	長寿介護課	(0532) 51-2333	◎65歳以上	■制限なし	◇制限なし	▲制限なし
					【概要】	ひとり暮らし等の高齢者で、近所に親族もおらず、心身に不安のある方に、緊急時の連絡のための通報装置を設置します。		
	(3)	寝具丸洗い乾燥サービス	長寿介護課	(0532) 51-2333	◎65歳以上	■要介護3以上	◇所得税非課税世帯	▲制限なし
					【概要】	ひとり暮らし等の高齢者で、寝具の洗濯等が困難な家庭を訪問し、布団や毛布の洗濯・乾燥・消毒を行います。		
	(4)	住宅改修費支給	長寿介護課	(0532) 51-3130	◎原則65歳以上	■要支援1以上	◇制限なし	▲制限なし
【概要】					手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をするとき、20万円までの改修費用に対し7～9割を介護保険で給付。			
(5)	救急医療情報キットの配付	長寿介護課	(0532) 51-2333	◎制限なし	■下記参照	◇制限なし	▲制限なし	
				【概要】	手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をするとき、30万円までの改修費用に対し9割ないし10割を助成。 ※下肢・体幹・視覚障害で1～3級の身体障害者手帳所持者又は医師により給付が必要とされる難病患者等が対象			
		障害福祉課	(0532) 51-2345	◎65歳以上	■下記参照	◇制限なし	▲制限なし	
【概要】	ひとり暮らし等の高齢者で、緊急時に備えるため、緊急連絡先やかかりつけ医・持病等の医療情報を記載する用紙と用紙を入れるための専用容器をお渡します。 ※年齢問わず、「避難行動要支援者台帳登録」のある方も対象です。							
障害福祉課	(0532) 51-2345	◎制限なし	■障害者手帳保持者	◇制限なし	▲制限なし			
【概要】	ひとり暮らし等の障害者手帳所持者で、緊急時に備えるため、緊急連絡先やかかりつけ医・持病等の医療情報を記載する用紙と用紙を入れるための専用容器をお渡します。							

B 住まいに関する補助制度や高齢者向けサービスを利用しましょう！

住まいに対する希望	No	補助金／サービスの種類	担当課等	連絡先 TEL	主な利用資格と概要(※詳細は各担当課等にご確認ください)			
					◎年齢	■身体状況	◇収入	▲住まい
住まいの耐震化をしたい	(6)	木造住宅無料耐震診断	建築物安全推進課	(0532) 51-2579	◎制限なし	■制限なし	◇制限なし	▲持ち家であること
					【概要】	無料で木造住宅の耐震性を診断します。		
	(7)	木造住宅耐震改修費補助金	建築物安全推進課	(0532) 51-2579	◎制限なし	■制限なし	◇制限なし	▲持ち家であること
					【概要】	木造住宅耐震診断の結果、倒壊する可能性のある住宅の安全性を向上させる工事をする時の補助金です。		
	(8)	木造住宅段階的耐震改修費補助金	建築物安全推進課	(0532) 51-2579	◎制限なし	■制限なし	◇制限なし	▲持ち家であること
					【概要】	木造住宅耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いとされた住宅について、1回にすべての補強するのが経済的に難しいので、2回に分けて耐震補強工事をする時の補助金です。		
	(9)	木造住宅解体工事費補助金	建築物安全推進課	(0532) 51-2579	◎制限なし	■制限なし	◇制限なし	▲持ち家であること
				【概要】	木造住宅耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いとされた住宅について、住宅を取り壊す場合の補助金です。			
空家を解体／リフォームしたい	(10)	木造住宅耐震シェルター整備費補助金	建築物安全推進課	(0532) 51-2579	◎■65歳以上又は障害者手帳保持者		◇制限なし	▲持ち家であること
					【概要】	木造住宅耐震診断の結果、倒壊する可能性のある住宅において、その住宅の倒壊から人命を守ることを目的としたシェルターを整備する時の補助金です。		
	(11)	非木造住宅耐震診断費補助金	建築物安全推進課	(0532) 51-2579	◎制限なし	■制限なし	◇制限なし	▲持ち家であること
				【概要】	鉄筋コンクリート造、鉄骨造等、木造以外の住宅を耐震診断する時の補助金です。			
空家を解体／リフォームしたい	(12)	非木造住宅耐震改修費補助金	建築物安全推進課	(0532) 51-2579	◎制限なし	■制限なし	◇制限なし	▲持ち家であること
					【概要】	鉄筋コンクリート造、鉄骨造等、木造以外の住宅の耐震改修設計又は耐震改修工事をする時の補助金です。		
空家を解体／リフォームしたい	(13)	空家解体促進費補助金	建築物安全推進課	(0532) 51-2561	◎制限なし	■制限なし	◇制限なし	▲持ち家であること
					【概要】	老朽化が激しい空家を解体する時の補助金です。		
	(14)	空家利活用改修費補助金	建築物安全推進課	(0532) 51-2561	◎制限なし	■制限なし	◇制限なし	▲持ち家であること
					【概要】	空家になっている住宅をリフォームする時の補助金です。 ※利用するには「空家バンク」への登録が必要です。		
住宅の専門家に相談したい	(15)	住宅・建築相談	建築指導課	(0532) 51-2588	◎制限なし	■制限なし	◇制限なし	▲制限なし
					【概要】	建築士による住宅の不具合・増改築・耐震等の建築全般に関する相談と土地家屋調査士による測量・登記等に関する相談を無料で行います。 ※相談場所は市役所内の会議室で、相談時間は50分です。		
	(16)	住まい手サポーター	愛知ゆとりある住まい推進協議会	(052) 264-4022				
					【概要】	制度の概要等は下記ホームページよりご確認ください。 http://www.yutori.gr.jp/sumaitesupporter/about (愛知ゆとりある住まい推進協議会)		

※注意！ この表は、主に60歳以上の方が住まいに関する補助制度や高齢者向けサービスを探す参考としていただくためのものです。

年齢や世帯構成、収入等により利用資格が変わる場合がありますので、詳細は各担当課等へお問い合わせください。